

海外レースの馬券発売をめぐる課題

— 競馬法の一部を改正する法律が成立 —

農林水産委員会調査室 高橋 陽子

はじめに

競馬の国際化の進展等、最近の競馬をめぐる情勢の変化に鑑み、海外で実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会等が勝馬投票券（馬券）を発売できることとする「競馬法の一部を改正する法律案」（閣法第 47 号）（以下「本法律案」という。）が第 189 回国会に提出され、平成 27 年 4 月 24 日に成立して 5 月 7 日に公布された（平成 27 年法律第 18 号）。本稿では、改正に至る経緯、改正内容の概要とともに、衆参の農林水産委員会における主な論議を紹介することとしたい。

1. 改正に至る経緯

我が国の競馬は、旧競馬法（大正 12 年法律第 47 号）¹により法的根拠が与えられ、戦後は、新たな競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）の制定を経て、その収益により国及び地方公共団体の財政に寄与するとともに、畜産業の振興に貢献し、また、国民に対してレジャーの場を提供してきた。中央競馬と地方競馬という現在の競馬実施体制は、昭和 29 年の日本中央競馬会（JRA）の発足及び昭和 37 年の地方競馬全国協会の発足により確立し、我が国の経済成長とともに発展してきた。

昭和 56 年に国際招待競走²「ジャパンカップ」が創設されるとともに、国際交流競走の整備が進み、それに伴う外国調教馬の参戦の増加などにより、日本の競馬の国際化が進んできた。また、平成 10 年にシーキングザパールが日本調教馬（日本馬）として初めて海外 G I 制覇³を達成したのを皮切りに、日本馬が積極的に海外遠征を行い、好成績を収めている。平成 23 年、世界最高賞金額の競走であるドバイワールドカップ（G I）では、ヴィクトワールピサが 1 着、トランセンドが 2 着となった。さらに平成 26 年、ドバイデュエティフリー（G I）でジャスタウェイが圧勝、ジャパンカップ（G I）ではジャスタウェイを抑えてエピファネイアが優勝し、それぞれ世界ランキング⁴ 1 位、2 位となった。日本馬は世界的にも高く評価され、国内の競馬ファンの関心が高まっている。しかし、現行競馬法では、海外競馬の勝馬投票については規定がないため、JRA 等が海外競馬について勝馬投票券を発売することができない。国内競走馬⁵が出走しているにもかかわらず、勝馬投票

¹ 軍馬の資源増大と資質向上といった馬産振興のために制定された。

² 招待競走とは、主催者が所属外の競走馬を招待し、出走費用や滞在費用を負担する競走のことをいう。

³ フランスのモーリスドグスト賞（G I）で優勝。

⁴ ロンジン・ワールド・ベスト・レースホース・ランキング 2014（国際競馬統括機関連盟が、世界的な主要レースでの成績に基づき、競走用馬の評価を実施し、その結果をランキング化して公表したもの）

⁵ 競馬法第 14 条又は第 22 条に基づき、JRA 又は地方競馬全国協会に登録された馬をいう。

券の売上げを原資とした畜産振興等の公益への貢献ができない状況や有力馬が国内競馬に出走しなくなることに伴う売上げの減少への懸念もあることを踏まえ、本法律案が、平成27年3月13日に内閣から参議院に提出された。本法律案は、衆参両院でいずれも全会一致をもって可決、成立した。

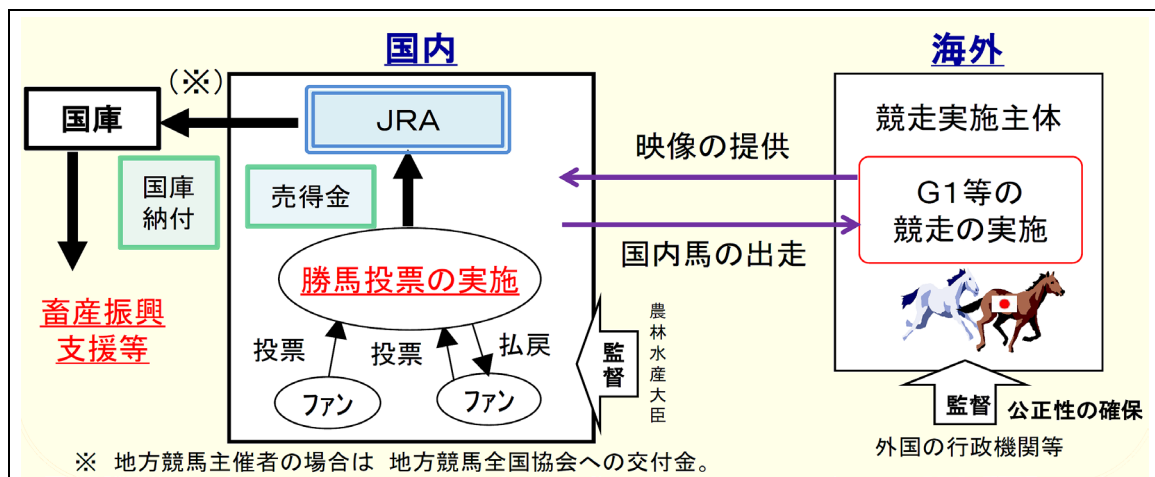
2. 改正内容の概要

主な改正内容は、以下のとおりである。

(1) 海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売

JRA又は地方競馬主催者⁶は、競馬の公正を確保するための措置が講じられている海外競馬の競走のうち、農林水産大臣が指定したものについて、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けて、勝馬投票券を発売することができることとする(図表1)。また、この改正に伴い、馬の改良増殖その他畜産の振興への寄与と地方財政の改善を図るという競馬法の趣旨を明確化する規定を設けるとともに、競馬関係者の勝馬投票券の購入制限等の規定について所要の改正を行うこととする。

図表1 国内における海外競馬の勝馬投票券発売イメージ (JRAの場合)



(出所) 農林水産省資料

(2) 競馬の監督体制の整備

主として地方競馬の監督を円滑かつ合理的に行うため、農林水産大臣の権限の一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任できることとする。

3. 主な論議

(1) 競馬振興の意義

勝馬投票券の発売は、刑法第187条第1項でその発売行為が禁止されている富くじの性

⁶ 都道府県又は指定市町村(競馬法第1条により、総務大臣が農林水産大臣と協議して指定する市町村)をいう。

質を持っており本来違法行為に当たるが、競馬法によってその特例として認められている。

そこでまず、国が競馬を振興することの意義について確認する質疑があった。これに対し、農林水産省は、競馬が売上げの一部を財源として、馬の改良増殖と畜産の振興、国及び地方公共団体の財政にも寄与する⁷と同時に、国民への健全な娯楽の提供といった役割を果たしていると答弁した。また、中央、地方合わせて5万人以上の競馬関係者、年間900万人以上の競馬場への来場者（延べ人数）等による地域経済への貢献や馬産地では競走馬生産が地域経済の中心であることも挙げている⁸。

また、本法律案で新たに競馬法の趣旨規定を設ける理由について、農林水産省は、海外競馬の競走についての勝馬投票を競馬法上に位置付けるに当たり、海外競馬の競走についての勝馬投票が競馬法上の競馬の1つとして行われることを明確化するためとしている⁹。

（２）海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売

ア 公正性の確保

日本以外でもフランス、英国、香港、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、豪州などで盛んに競馬が行われている。

競馬の実施に当たっては、国民の信頼を確保するため公正性の確保が最も重要な要件であり、国内競馬では馬主や調教師、騎手の資格の制限や競走前における騎手・馬の外部との接触の遮断、不正行為防止のための競走の監視等の措置が講じられている。一方で、各国の競馬施行の形態は、歴史や政治社会制度などにより様々である。

本法律案においては、海外競馬の競走のうち、我が国と同等の水準にあると認められる競馬監督制度により公正性確保のための措置が講じられているものを農林水産大臣が指定することとなっている。この点について、公正性確保の具体的な方策について質疑があった。農林水産省は、国内での勝馬投票券発売の対象とする海外競馬の競走については、外国の法令に基づいて外国の行政機関又はこれに準ずるものの監督を受けている競馬であることが必要であり、さらに、競馬に関する国際機関である国際競走統括機関連盟（I F H A）の加盟国の競馬主催者が行う競走であること、I F H Aで定められているパリ協約に基づく公正性の担保措置が講じられていることなどから、当該競走の公正性が確保されているかどうかについて判断する旨の答弁があった¹⁰。また、当該海外レースに関する情報提供の在り方については、農林水産大臣が行う発売の認可に当たって、J R A等が海外競馬主催者との間で映像の提供を内容とする契約を締結することを

⁷ 中央競馬については、日本中央競馬会法第27条及び第36条によって、売得金及び剰余金の一定額を国庫納付した上で、畜産振興及び社会福祉といった特定の公益目的に充てることとされている。また、地方競馬については、競馬法第23条に基づき売得金の一定額が地方競馬全国協会に交付され、この協会を通じて畜産振興等を図るとともに、その収益が地方競馬主催者の財政収入となる仕組みとなっている。

⁸ 第189回国会参議院農林水産委員会会議録第6号1頁（平成27年4月16日）

⁹ 第189回国会参議院農林水産委員会会議録第6号11頁（平成27年4月16日）、第189回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号（平成27年4月23日）

¹⁰ 第189回国会参議院農林水産委員会会議録第6号4頁（平成27年4月16日）、第189回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号（平成27年4月23日）

確認すると答弁している¹¹。J R Aからも、ファンに対する外国馬の情報提供はホームページを始めとして様々な媒体を活用して行っていく旨の答弁があった¹²。なお、発売可能となるレース数について、農林水産省は、近年の国内競走馬の出走実績等を踏まえ、年間 20 レース程度になるとの見込みを示した¹³。

イ 法施行後の海外競馬の勝馬投票券発売に至るスケジュール及び時差への対応

本法律案の施行期日は、公布の日から 6 月を超えない日となっているが、法施行後の具体的なスケジュールについて質疑があった。農林水産省から、法施行後の流れとして、農林水産大臣が勝馬投票券の発売対象とする海外競馬の競走を指定し、J R A 等が海外の競馬主催者との間で勝馬投票の対象競走の結果の確認方法や映像権利料の支払などを内容とする契約を結ぶための調整が行われるとともに、勝馬投票券の発売システムの改修等が必要になる旨の説明があり、実際の勝馬投票券の発売開始は早くも平成 28 年度になるとの見通しが示された¹⁴。

また、ヨーロッパやドバイ（アラブ首長国連邦）のレースについては日本時間で深夜から未明にかけて行われるが、競馬場や場外発売所における勝馬投票券の発売は、深夜に行うことが認められていない。レース直前に勝馬投票券の対面での発売が行われないことへの影響及び対応策について質疑があった。農林水産省としては、既に勝馬投票の過半がインターネット・電話投票で行われている状況¹⁵も踏まえ、これらを活用してファンの利便性を検討していくとしている¹⁶。

ウ 海外競馬の勝馬投票券発売による売上げの見込み及び払戻率等の見直し可能性

勝馬投票券の発売を刑法の特例として認める意義を踏まえ、海外競馬の勝馬投票券発売についてもその売上げを通じた畜産振興等の公益への貢献が果たせるのかという観点から、売上げと J R A の収支の見込みについて、質疑があった。J R A としては、地方競馬の G I レースである東京大賞典¹⁷の売上げが約 20 億円であることから、この額を発売金の目標の目安としている旨の答弁があった¹⁸。さらに、近年の国内競走馬の出走実績を踏まえて 20 レースを対象に発売した場合、売上げは年間で約 400 億円程度になる一方で、固定的な経費としてシステム開発及び運用に年間約 5 億円余りを見込んでいることから、売上げが目標に達しない場合でも相応の収益は確保できる見込みであるとしている¹⁹。

¹¹ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 4 頁（平成 27 年 4 月 16 日）

¹² 第 189 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 7 号（平成 27 年 4 月 23 日）

¹³ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 4 頁（平成 27 年 4 月 16 日）、第 189 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 7 号（平成 27 年 4 月 23 日）

¹⁴ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 10 頁（平成 27 年 4 月 16 日）

¹⁵ J R A の平成 26 年の発売金総額（2 兆 4, 996 億円）における電話・インターネット投票による発売金額は、全体の 61.9%（1 兆 5, 474 億円）を占める。

¹⁶ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 6 頁（平成 27 年 4 月 16 日）

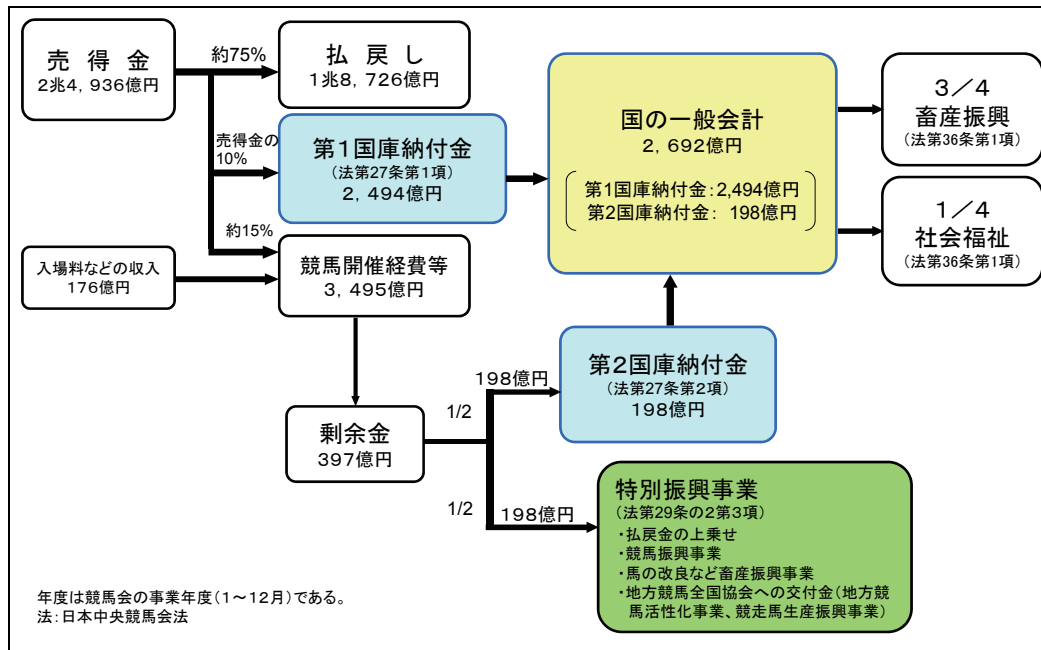
¹⁷ 特別区競馬組合が大井競馬場で施行する重賞競走（G I）である。

¹⁸ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 8 頁（平成 27 年 4 月 16 日）

¹⁹ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 8 頁（平成 27 年 4 月 16 日）

また、国内競馬の売上げについては、中央競馬の場合、売得金²⁰の約 75%が払い戻され、10%が国の一般会計に納付される（第 1 国庫納付金）。残りの約 15%と勝馬投票券以外の収入（入場料や登録料等）が競馬の開催費に充てられ、その剰余金のうち、半分が国の一般会計に納付され（第 2 国庫納付金）、残りの半分は、競馬振興事業や払戻金の上乗せなどに使われる特別振興資金等に充てられる（図表 2）²¹。

図表 2 J R A の売得金の流れ（平成 26 年度決算）



(出所) 農林水産省資料

海外競馬の勝馬投票券発売による売得金は、国内競馬の場合と同様に扱われるが、海外競馬についてはそのコスト等を踏まえた上で払い戻しや国庫納付の引上げを検討すべきではないかとの質疑があった。この点について農林水産大臣は、20 レース程度と想定される海外競馬の対象競走が国内競馬全体のレース数（中央競馬と地方競馬の合計で約 17,000）に対して小さいことなども踏まえつつ、今後、海外競馬の勝馬投票券発売による売上げ及び経費を見極めていく必要があると答弁している²²。

エ 国内競馬への影響

海外競馬の勝馬投票券発売によって、海外競馬の競走に対するファンの関心が高まる一方、国内競馬への関心が薄れ、国内競馬の売上げが減る可能性についての懸念も示さ

²⁰ 売得金とは、勝馬投票券の発売金額から競馬法第 12 条の規定により投票無効の場合に返還すべき金額を控除した残額をいう（競馬法第 8 条）。平成 26 年度の J R A の売得金は 2 兆 4,936 億円である。

²¹ なお、地方競馬の場合（平成 26 年度）は、売得金の約 74%が払い戻され、約 25%が競馬開催経費に、約 1%が地方競馬全国協会への交付金に充てられ、剰余金は主催する地方公共団体の一般会計に配分される。

²² 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 14 頁（平成 27 年 4 月 16 日）、第 189 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 7 号（平成 27 年 4 月 23 日）

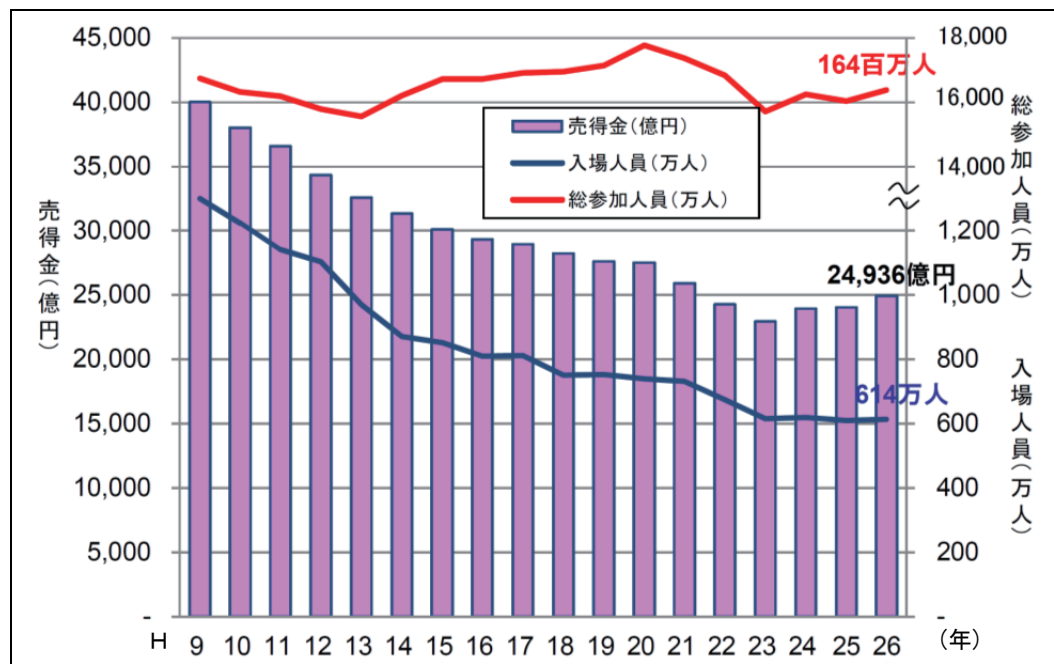
れた。これに対し農林水産省は、世界的にレベルの高い競走で国内競走馬が活躍することは、日本の競馬ファンの競馬そのものへの関心を更に高めるとともに、帰国後に国内競走に出走する場合に話題性も高まること等が期待され、国内競馬への関心が薄れる心配はないとしている²³。

(3) 中央競馬及び地方競馬をめぐる現状と課題

ア 中央競馬をめぐる現状と課題

バブル崩壊後も売上げを拡大していた中央競馬は、平成9年に史上初の4兆円台の売上げを記録したが、その後は一貫して減少していた。平成23年を底に3年連続で売上げが増加しているものの、ピーク時の6割程度にとどまっている(図表3)。今後見込まれる人口減少等の社会構造の変化も踏まえ、競馬の魅力の普及及び売上げを維持・拡大させるための方策について質疑がなされた。

図表3 JRAの売得金、入場人員及び総参加人員の推移



(注) 総参加人員とは、開催競馬場の入場人員に、パークウインズ、場外発売所、電話・インターネット投票の利用者数を加えた延べ人数である。

(出所) 農林水産省資料

農林水産省は、将来にわたって競馬の安定的な発展を図るためには新たなファン層の開拓が必要との認識を示した上で、競馬を含めた馬事文化を広く理解してもらうための各競馬主催者の取組を紹介した²⁴。また、JRAは、幅広い客層に競馬に参加してもら

²³ 第189回国会参議院農林水産委員会会議録第6号6頁(平成27年4月16日)、第189回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号(平成27年4月23日)

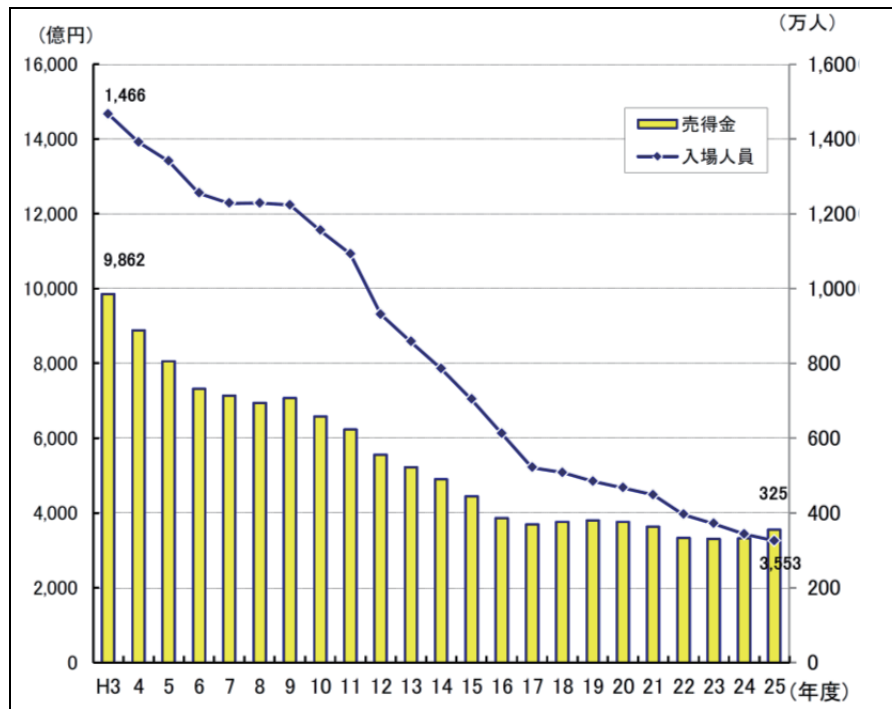
²⁴ 第189回国会参議院農林水産委員会会議録第6号2頁(平成27年4月16日)

うため、身近さ、分かりやすさ、参加しやすさにベースを置いた様々な施策に取り組んでいる旨の答弁があり、また、海外競馬の勝馬投票券発売は、競馬ファンのみならず一般メディアからも関心が高いことから、国際的なスポーツエンターテインメントとしての競馬の魅力の普及に寄与することが期待されるとしている²⁵。

イ 地方競馬をめぐる現状と課題

地方公共団体が主催者である地方競馬は、その売上げが平成3年度の9,862億円をピークに減少が続き、平成23年度の売上げは3,314億円となった。平成24年度以降は2年連続で売上げが増加しているが、平成25年度の売上げは3,553億円とピーク時の36%にとどまっている（図表4）。また、平成12年度以降は「廃止ドミノ」²⁶とも呼ばれる競馬場の廃止が相次ぎ、平成24年度までの間に10の地方競馬主催者が撤退、地方競馬主催者は現在14となっている。こうした地方競馬の現状に対する認識やその振興策についても問われた。

図表4 地方競馬における入場人員及び売得金の推移



(出所) 農林水産省資料

農林水産省は、平成24年の競馬法改正によりJRAからの資金交付措置の期限が平成29年度まで延長された地方競馬活性化事業²⁷の活用のほか、競馬番組の魅力向上のための地方競馬間やJRAとの交流競走及びシリーズ化、馬券の発売・払戻システムの共同

²⁵ 第189回国会参議院農林水産委員会会議録第6号2頁、同5頁（平成27年4月16日）、第189回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号（平成27年4月23日）

²⁶ 日本経済新聞（平成22年12月31日）、毎日新聞（平成23年2月24日）等

²⁷ 地方競馬主催者が地方競馬全国協会の補助を受けて、地方競馬主催者間やJRAとの間の連携を強化し、ファンの利便性、競馬の魅力の向上を推進するために行う事業をいう。

化等によって地方競馬の売上げ向上と各主催者の経費削減、地方競馬の収支の改善に寄与したとの見方を示し、平成 26 年度の主催者ごとの単年度収支は全ての主催者で黒字となる見込みである旨、答弁した。さらに、海外競馬の勝馬投票券の発売等を通じ、J R Aが行う支援措置²⁸の安定的な財源確保を図りつつ、さらなる地方競馬の振興を進めるとしている²⁹。

また、J R Aは、従来行ってきた交流競走、相互発売、施設整備での地方競馬との連携のほか、J R Aから地方競馬全国協会に対する資金支援策等の効果もあり、中央競馬、地方競馬は共に売上げがここ数年、堅調に推移していると答弁している。さらに、地方競馬はそれぞれの主催者が地域の特性を生かしつつ実施しており、競馬への理解を深めるためにもその存在は重要であることから、引き続き必要な支援を行っていくとした³⁰。

さらに、本法律案による地方競馬の監督体制の整備に関し、その意義について質された。農林水産省は、地方競馬における禁止薬物陽性馬の多発等を踏まえ、地方競馬主催者が所在する地方農政局等において管内の主催者を専断的に担当する競馬監督官を配置することにより、臨場監督等を通じた現場での指導の機会を増やすことによって、公正確保上の問題事案を未然に防止することにつなげたいとしている³¹。

(4) 我が国の競走馬生産及び馬産地振興等

我が国の競走馬生産は北海道を中心に行われているが、その数は平成 4 年の 12,874 頭をピークに減少が続いており、近年は 7,000 頭弱となっている(図表 5)。これは、サラブレッドに比べてスピードが劣るアラブ系競走馬の競走が廃止されたこと³²や、地方競馬の廃止に伴うレース数の減少及び出走頭数の減少、地方競馬における賞金の削減等が相次いだことによるものとされる。外国産馬に対抗し得る強い競走馬を生産するためには、一定の生産頭数を確保して、そこから優れた馬を選抜していく必要があるため、生産頭数の減少は、我が国の強い馬作りに悪影響を及ぼす可能性がある。

こうした厳しい状況にある馬産地の振興対策について質疑があり、農林水産省は、J R Aの資金を活用した競走馬生産振興事業などによって、優良な種牡馬や繁殖牝馬の導入、先駆的な軽種馬生産施設の整備等の支援を行い、軽種馬生産構造の強化を推進していくとしている³³。ただし、競馬そのものは、我が国の食料の安定供給や自給率の向上に資するものではないため、国の予算による支援を行うことは困難との見方を示した³⁴。

さらに、馬産地が期待する中国等への軽種馬輸出については、中国の国内情勢等によっ

²⁸ 地方競馬活性化事業のほか、競走馬生産振興事業(競走馬の生産関係団体等が生産馬の室の向上や競走馬生産の構造改革を促進するための事業)について、必要な資金の一部を J R Aから交付している。

²⁹ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 2 頁(平成 27 年 4 月 16 日)、第 189 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 7 号(平成 27 年 4 月 23 日)

³⁰ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 2 頁(平成 27 年 4 月 16 日)

³¹ 第 189 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 7 号(平成 27 年 4 月 23 日)

³² 我が国におけるアラブ系の競走は、中央競馬は平成 7 年、地方競馬は平成 21 年度をもって廃止されている。

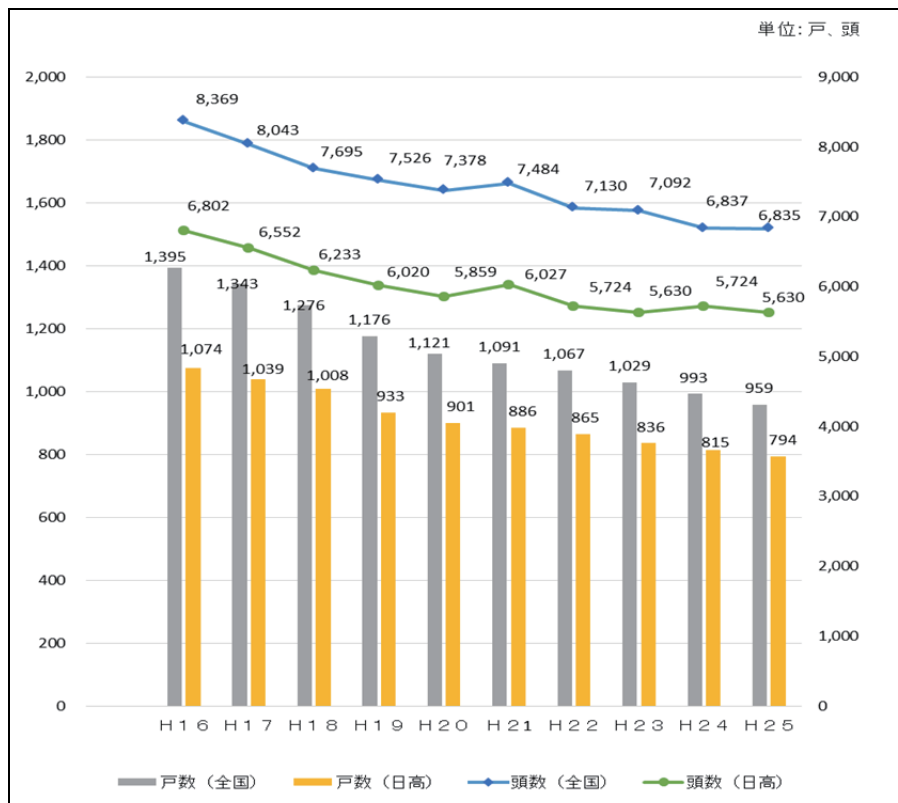
³³ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 3 頁、11 頁(平成 27 年 4 月 16 日)、第 189 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 7 号(平成 27 年 4 月 23 日)

³⁴ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 12 頁(平成 27 年 4 月 16 日)、第 189 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 7 号(平成 27 年 4 月 23 日)

て近年、輸出頭数が減少しており、平成 26 年度は中国への輸出実績がなかった。こうした軽種馬の輸出環境への対応について質疑があったが、農林水産省は、平成 26 年 11 月の日中首脳会談を契機に日中関係の改善が進展し、日本馬 P R 活動が平成 27 年 1 月に再開されたことを明らかにした上で、今後、競走馬の輸出拡大に向け、日本市場での購買参加者を増やすための P R や誘致活動を今まで以上に行う必要があると答弁している³⁵。

このほか、T P P 交渉における競走馬への輸入関税³⁶の取扱いが軽種馬生産に与える影響についても質疑があった³⁷。

図表 5 軽種馬生産戸数及び生産頭数の推移



(出所) 農林水産省資料

(5) J R A の経営体制

J R A の経営については、現金と有価証券の合計で 6,270 億円(平成 26 年 12 月末現在)を保有している金融資産の適正水準について問われた。農林水産省は、J R A が国からの援助等はなく独立採算で運営していることから、馬の病気の蔓延や地震等の災害など不測の事態によって競馬の開催が長期間中止になった場合に生じる損失や、損壊した設備の復旧に対応するために必要なものであると答弁している³⁸。

³⁵ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 6 頁 (平成 27 年 4 月 16 日)

³⁶ 競走用の軽種馬の輸入については、1 頭当たり 340 万円の関税が課されている。

³⁷ 第 189 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 7 号 (平成 27 年 4 月 23 日)

³⁸ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 13 頁 (平成 27 年 4 月 16 日)

また、特殊法人である J R A の職員給与について、国家公務員と給与を比較した場合のラスパイレス指数³⁹が、学歴を加味した上でも 147.2⁴⁰と高水準である点について質疑があった。これに対して農林水産省は、平成 24 年 12 月の閣僚懇談会における給与水準の適正化に向けた取組についての要請を受け、平成 25 年 5 月に農林水産省から J R A に対して具体的な給与水準の見直しについて要請を行ったと答弁している⁴¹。これを受けて、J R A では平成 25 年 8 月に策定した、平成 30 年末までにラスパイレス指数を 120 台半ばに相当する水準とする具体的な取組を進めており、平成 26 年度のラスパイレス指数は前年度から大きく下がる見込みとのことである⁴²。

このほか、農林水産省職員の J R A 役員への再就職の是非についても指摘がなされた⁴³。

おわりに

既に、豪州や香港では日本の G I レースの勝馬投票券発売が行われているが、その売上げは大きくない⁴⁴。当該レースに必ずしも自国の競走馬が出走していないことや競馬の売上げそのものが日本と比較してかなり小さいこと⁴⁵などの事情はあるものの、我が国における海外レースの勝馬投票券発売による売上げがどの程度になるかは未知数である。

一方で、世界での日本馬の活躍は、勝馬投票券の売上げのみならず、広く競馬界の活性化にもつながることが期待される。本年 3 月に開催されたドバイ国際競走には日本馬 7 頭が参戦したが、勝利を挙げることはできなかった。トップホースが最高の状態で臨める環境づくりとともに、様々な広報活動や海外競馬の情報提供などに J R A を始め関係者が一体となって取り組み、盛り上げる工夫が必要だ。

長期にわたった売上げの低迷傾向から脱却の兆しを見せる我が国の競馬であるが、人口が減少していく中、レジャーの更なる多様化の進展とこれに伴う顧客獲得競争の激化など予断を許さない状況が続くと見られる。今後もファンを魅了し、競馬の振興を図っていくためには、強い馬づくりとその馬たちによる白熱した競走という、競馬そのものの魅力を引き続き粘り強く発信することが欠かせない。さらに、乗馬を通じた教育や馬とのふれあいを通じた医療・福祉、トレッキングなどの観光等幅広い分野との連携によって、馬との関わりの裾野を広げることは、国民に精神的に豊かな生活を提供するとともに、新たなファン獲得の糸口になる。

(たかはし ようこ)

³⁹ 比較対象法人の年齢階層別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を 100 として算出したもの。

⁴⁰ 「特殊法人等の役職員の給与等の水準（平成 25 年度）」（平成 26 年 9 月 2 日 内閣官房行政改革推進本部事務局）

⁴¹ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 13 頁（平成 27 年 4 月 16 日）

⁴² 同上

⁴³ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 14 頁（平成 27 年 4 月 16 日）

⁴⁴ フェブラリーステークス（G I）（平成 27 年 2 月 22 日開催）のニューサウスウェールズ州（豪）での売上げ（日本円換算）は、約 220 万円にとどまっている。（平成 27 年 3 月 3 日 東京新聞）

⁴⁵ 競馬の売上金額（2013 年）（日本円換算）は、日本 2.8 兆円、英国 1.8 兆円、豪州 1.7 兆円、フランス 1.4 兆円、香港 1.4 兆円、アメリカ 1.1 兆円となっている。アラブ首長国連邦では、宗教上の理由で賭けが禁止されており、馬券の発売は行われていない。